

青森県
新しい公共支援事業 基本方針

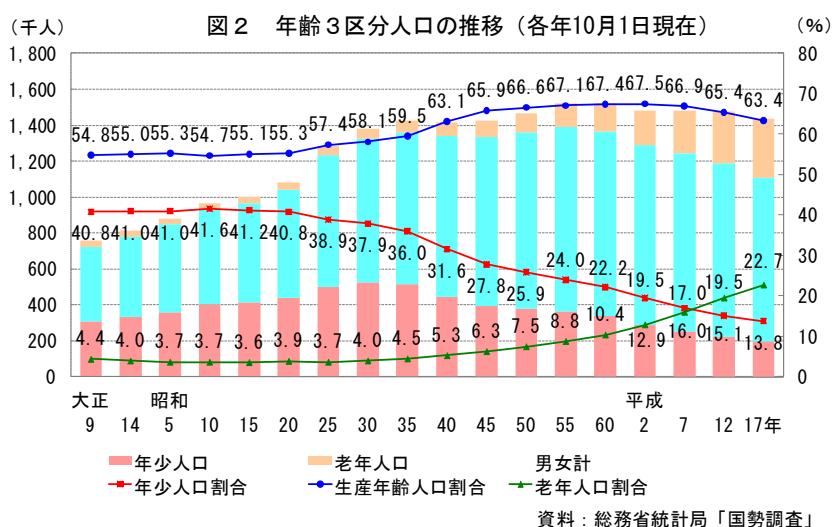
都道府県担当部局	環境生活部 県民生活文化課 文化・ボランティア支援グループ
----------	-------------------------------------

1. 都道府県内の新しい公共の活動の現状等

(1) 人口、年齢構成、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織等について

青森県の人口は、平成 22 年国勢調査（速報値）において 137 万 3,200 人となっている。平成 17 年の国勢調査における 143 万 6,657 人から 63,457 人の減となっており、昭和 55 年以降減少が続いている。年齢構成については、平成 17 年 10 月 1 日現在、年少人口（14 歳以下）が 19 万 8,959 人（13.8%）、生産年齢人口（15～64 歳）91 万 856 人（63.4%）、老年人口（65 歳以上）が 32 万 6,562 人（22.7%）となっており、近年、老年人口割合が急激に増加する一方で、年少人口割合が減少しており、平成 12 年から老年人口が年少人口を上回っている。また、平成 2 年以降生産年齢人口の減少が続いている。

県内の NPO 等の状況は、NPO 法人が 299 法人（H23.3 現在）、特例民法法人を含む公益法人が 342 法人（H22.4 現在）、社会福祉法人が 509 法人（H22.4 現在）、学校法人が 87 法人（H22.4 現在）である。なお、地縁組織等については、県のボランティア活動団体※に対するアンケート調査結果によると、平成 22 年 3 月末日現在で 958 団体が「活動している」との結果がでている。



※ボランティア活動団体とは、継続的・自発的の社会活動を行う、営利を目的としないグループ。（公益法人、社会福祉法人等は除かれるが、NPO 法人は含まれている。）

(2) 新しい公共の活動の現状認識

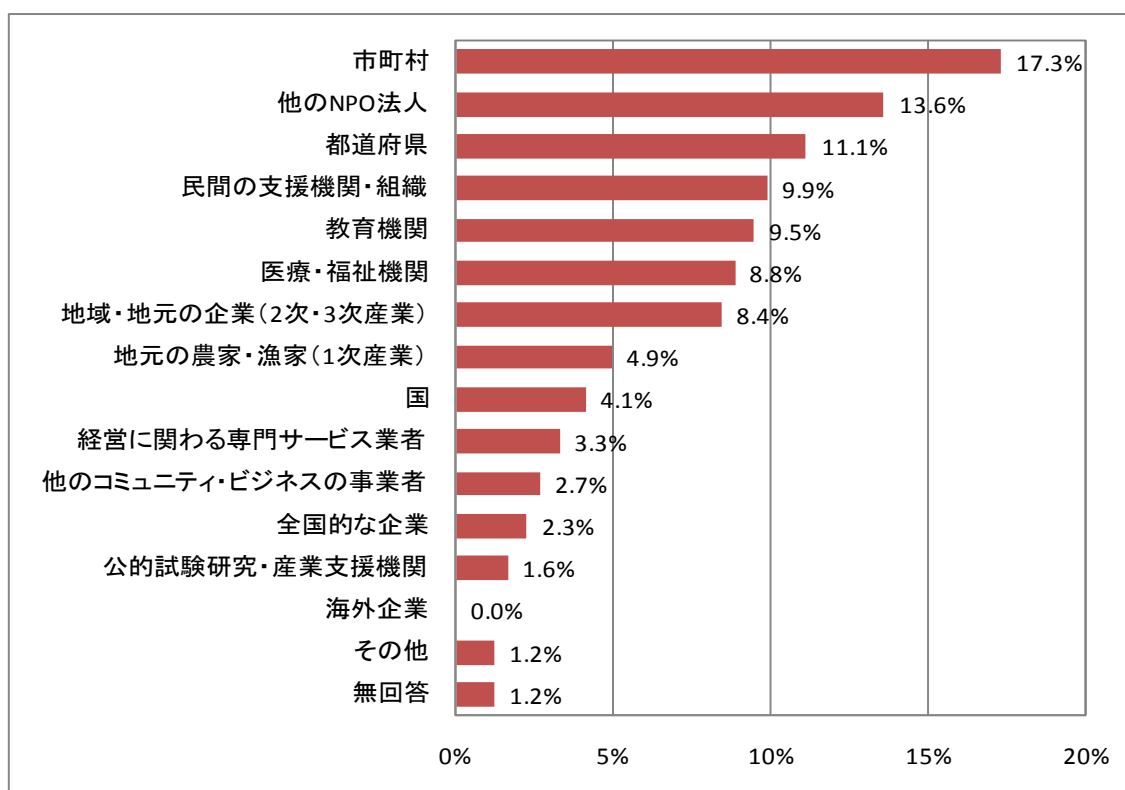
青森県では多くの NPO 等が、医療、福祉、子育て、環境、まちづくりなどの多様な活動を展開しており、多様な主体の参加と協働による地域づくりの推進が求められている中、NPO 等と行政、企業等との協働の取組は一定程度進んでいるものと認識している。

「新たな公共の担い手」として期待されている NPO 法人が社会で自立した活動主体として発展し、NPO 法人と行政等との協働を推進するため、県では、平成 21 年度に NPO 法人の協働の現状及び課題を把握することを目的として、「青森県 NPO 法人意識調査」を実施した。同調査において、「現在、連携・協働している機関」（複数回答）として「市町村」と回答した法人が 17.3% と最も多く、ついで「他の NPO 法人」が 13.6%、「都道府県」が 11.1% であり、回答のあった NPO 法人の多くは行政をはじめ、何らかの組織、機関等と連携・協働していることが明らかになった。

また、「NPO 法人設立のきっかけ」（複数回答）については、「社会貢献」が最も多く 24.5%、ついで「地域課題の解決」が 18.0%、「ニーズ対応」が 13.0% であった。NPO 法人の連携・協働先で最も多いのが「市町村」であることから、NPO 法人が主体的に地域社会への貢献、課題解決に向けて取り組みたいと考え、活動を行っていると考えられる。

本調査の対象はNPO法人のみであるが、NPO法人に限らず公益法人等他の法人・団体等においても共通する部分があるものと考えられる。

<現在、連携・協働している機関>



【青森県NPO法人意識調査】平成21年7月末現在、123法人より回答（複数回答）

2. 「新しい公共」の活動を推進する上での課題

1の(2)で述べたとおり、青森県においては、NPO等が行政、企業等と連携・協働しながら医療、福祉、子育て、環境まちづくりなど多様な活動を展開しているところであるが、「青森県NPO法人意識調査」によれば「NPO法人と行政、企業等との連携に当たっての問題点・課題」（複数回答）として「連携先が見つけられない」と回答した法人が11.7%と最も多く、ついで「社会性重視の考え方が伝えられない」が11.3%、「地域を越えた連携が難しい」が10.4%となっており、NPO法人と行政、企業等多様な主体が連携・協働するためにはコーディネートできる組織・人材の育成が課題であると考えられる。

また、「法人における事業展開上の主要課題」（複数回答）として「運転資金の不足」と回答した法人が19.5%と最も多く、ついで「消費者へのPR」が15.2%、「人材不足」が14.4%となっており、NPO法人が事業を継続的かつ効果的に行うためには財政面に大きな課題があるほか、情報発信や人材の育成・確保面においても課題があると考えられる。

本調査の対象はNPO法人のみであるが、これらの課題については、NPO法人に限らず公益法人等他の法人・団体等においても少なからず抱えている課題であると考えられる。新しい公共の担い手として期待されるNPO等が地域社会で自立した活動主体となるよう、行政と中間支援組織の連携により、NPO法人の情報発信の充実・強化や会計基準の普及・啓発などの活動基盤整備を行うほか、行政はもとより企業等をはじめとして多様な担い手による地域の課題解決を図るための活動の場づくりやネットワークづくりを支援していく必要があると考えている。

3. 「新しい公共」の活動を推進するための取り組み方針

(1) 新しい公共支援事業（2年間）の取り組み方針

青森県では、「青森県基本計画・未来への挑戦」に基づき、県民一人ひとりのチャレンジ精神あふれる取組により経済的基盤の創出・拡大が図られ、輝いて生きられる社会、そして心の豊かさ、命、健康、環境など暮らしやすさが守られ、安んじて生きられる社会をめざして、各分野で取り組みを進めている。

その中で、教育、人づくり分野において、県民協働による地域づくりの推進を掲げており、ボランティア活動やNPO活動をはじめとする県民の社会参加活動の促進、県と県民のパートナーシップの構築、本県在住外国人が地域社会の構成員として、県民とともに生きていく多文化共生の地域づくりなど、人と人との絆やつながりを大切に、県民協働による地域づくりを推進していくこととしている。

また、計画の推進に向けては、自分たちの地域は自分たちで責任を持って創り上げ、将来世代にきちんと引き継いでいくという「自立」の姿勢の下、本県の「地域力」を結集する必要があることから、県民一人ひとりをはじめ、市町村、関係団体、企業、NPOなど多様な主体の参画と、世代間、地域間、産業間、業種間など様々な領域での協働の推進に取り組むこととしている。

この基本的な方針のもと、「県民と行政のパートナーシップ推進ビジョン」（平成15年）や、「NPO法人意識調査」（平成21年）により浮き彫りになった現状や課題等を踏まえて、住みよい青森県をつくるために、県民をはじめ、NPO等市民公益活動を行う民間組織、企業、行政など多様な主体（人、組織）が、それぞれの特性や持っている資源に応じて役割を分担する意識を持って行動、連携し、NPO等と行政をはじめとした多様な主体及び県民の間に、情報公開・相互理解・信頼関係が築かれるよう

- ① NPO等が自立的に活動していくための活動基盤整備の支援
- ② 市民ファンド創設の取組を通じたネットワーク構築と寄付募集の支援
- ③ モデル事業への助成による新しい公共の場づくりの支援

に取り組むこととする。

また、これらの取組を通じ、多様な主体に関わっている人材が育成され、活動が活性化されることによる新たな雇用の場の創出も期待される。

(2) 将来の展望（事業実施による波及効果）

1) 新しい公共の場づくり、市民の参加

NPO等が積極的な情報開示を行うことにより、県民等の信頼が得られ、NPO等をはじめ各主体が数多くの相手方と出会い、力を合わせて地域課題の解決にあたるなど、自発的な参画により地域の活性化が図られる。さらに、多様な主体との協働実践となる「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」への取り組みと事例の積み重ねにより、地域のニーズへの対応の可能性が広がり、ビジネスモデルとなる可能性も生まれ、新たな雇用の場が創出されるようになる。

2) 寄付文化の発展

NPO等が自ら運営する市民ファンドの立ち上げを支援する過程において、県民、企業等への寄附に関する理解が促進されるなど、NPO等の活動への間接的な参画を促すことにより、NPO等の財政基盤の強化、活動の継続性が確保される。また、寄附を受けた成果を開示していくことで、寄付者が直接的当事者として関与するようになり、さらなる支援が行われるようになる。

3) 担い手の自立的活動の発展

情報開示の促進やネットワークの構築により、様々な主体との連携が可能となり、不足する資源を補い合うことができるなど、NPO等活動の目的達成に向けた取組手法の選択の幅が広がり、より効果的に事業展開され、NPO等全体の発展につながる。

4) NPO等の情報開示

情報開示は、NPO等自身が活動をアピールする手段であり、賛同者、支援者を増やすための手段として最も効果的な働きかけであることを理解することにより、多くの県民等の理解、賛同、支援を受けられるようになり、NPO等の活動が発展し、地域の活性化が図られる。

5) 融資利用の円滑化

NPO等が、融資を受けるために必要となる的確な会計事務処理や健全な資金計画等を作成するスキルを学び、併せて金融機関のNPO等活動への理解を深めてもらうことにより、最も効果的なタイミングで必要な資金調達ができるようになる。また、実績を積み上げることにより、さらに金融機関の理解を深めることができるようになり、NPO等活動の発展につながる。

(3) 実施要領第5の7の(1)の成果目標

評価項目 (計算方法等も簡単に説明)		成果目標
1	県のHPでのNPO法人の情報開示率 (NPO法人が県に毎年度提出する事業報告書等のHP掲載率)	100%
2	支援対象となるNPO等の情報開示率	100%
3	多様な主体の交流を推進する事業への参加者(団体)数 (社会貢献活動交流事業等県が行う多様な主体の出会いの場、ワークショップ等への参加によりネットワークの広がりによる活動の発展につながる。1県民局域当たり年間30人×2年×6カ所)	360人
4	NPO法人会計基準を導入したNPO法人の割合(県認証NPO法人総数に対する割合) (平成22年7月に会計基準が示され、3月決算としている法人の導入時期は早く今年度からとなるものと思われ、今後標準となること及び財政の健全化を目指す。毎年度10%の増を目指す。)	20%
5	市民ファンドの設置数 (県では平成12年度から公益信託青森県ボランティア基金を設置し、これまで11年間助成を行ってきた。このような取組を民間主導で引き継ぎ、県内の寄附文化の発展を目指す。)	1
6	市民ファンドへの寄付者数 (市民ファンドへの寄付者数の増により、県民等の理解度及び寄附文化の浸透度を測る。)	100人
7	県からの委託業務に係る支払の前倒し交付の普及率 (毎年度行っているNPO等との委託等の協働の状況調査において平成23年度から支払方法の確認も行い前倒し交付の促進を図る。) ※現状値調査中	100%
8	4団体以上の多様な担い手で協働する組織数 (新しい公共の場づくりのためのモデル事業等へ多様な担い手による協働の仕組み(マルチステークホルダー・プロセス)等で取り組むことで、問題解決能力の向上、応用につながる。年間2組織×2年間)	4組織